



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 1

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（総務私学課）…………… 5
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 6
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（村づくり計画課）…………… 7
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定・2件（村づくり計画課）…………… 7

公 告

- 沖縄県獣医師選考採用試験の実施（人事課）…………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 9
- 消費生活センターの名称及び住所の変更（消費・暮らし安全課）…………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了・8件（中部土木事務所）…………… 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 14

企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 16

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 17

労働委員会事項

- 沖縄県労働員委員会あっせん員候補者の告示…………… 17

規 則

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第51号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、3の項又は4の項」を「又は3の項」に、「同表5の項」を「同表4の項」に、「3の項及び4の項」を「及び3の項」に改める。

第14条第1項中「、2の項及び3の項」を「及び2の項」に、「同表4の項」を「同表3の項」に、「同表5の項」を「同表4の項」に改める。

別表第1の1の項及び2の項を次のように改める。

1	国際物流拠点産業集積地域うるま地区	次に掲げる要件を全て満たす者	特定工場等の設置に要した投下固定	助成対象経費欄に規定する経費に係る投
---	-------------------	----------------	------------------	--------------------

<p>(沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成24年法律第13号)による改正前の法第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域に限る。以下同じ。)又は工場適地において、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業(訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点(法第3条第11号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。)において積み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。以下同じ。)、機械等修理業(国際物流拠点において積み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。以下同じ。)、不動産賃貸業(その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令(平成14年内閣府・経済産業省令第4号)第2条に規定する規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。)、デザイン業又は自然科学研究所に属する事業を営む者</p>	<p>(1) 5,000平方メートル以上の用地の取得をした者。ただし、デザイン業及び自然科学研究所にあつては、2,500平方メートル以上の用地の取得をした者 (2) 用地の取得をした日から3年以内に特定工場等を設置し、操業又は営業を開始した者 (3) 次のア又はイに該当する者 ア 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年沖縄県条例第42号)第8条第1項に規定する施設を使用する者(以下「施設の利用者」という。)であつて、用地の取得をした日から操業又は営業の開始後2年を経過する日までの間に、国際物流拠点産業集積地域うるま地区又は工場適地内において常時使用する従業員(県内に居住する者に限る。)を10人以上雇用する者 イ 施設の利用者以外の者であつて、用地の取得をした日から操業又は営業の開始後2年を経過する日までの間に、国際物流拠点産業集積地域うるま地区又は工場適地内において常時使用する従業員を新たに10人以上(その2分の1以上が県内に居住する者である場合に限る。)雇用する者 (4) 2億5千万円以上の特定工場等の投下固定資産(用地を除く。)を取得した者</p>	<p>資産の取得に要した経費(賃借料及び2の項の規定による補助金の交付を受ける場合における当該投下固定資産(用地に限る。)の取得に要した経費を除く。)。ただし、家屋及び償却資産にあつては、用地の取得から操業又は営業の開始前までに取得したものに限る。</p>	<p>下固定資産取得費補助金の額は、知事が適正と認める経費に、予算の範囲内において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額(2の項の規定による補助金の交付を受ける場合にあつては、この項の規定による補助金の額と2の項の規定による補助金の額の合計額)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。 (1) 新たに雇用された者(助成要件欄(3)アに該当する者にあつては、全ての従業員。以下この項において同じ。)が10人以上20人未満の場合 100分の10 4億円 (2) 新たに雇用された者が20人以上35人未満の場合 100分の15 6億円 (3) 新たに雇用された者が35人以上50人未満の場合 100分の20 8億円 (4) 新たに雇用された者が50人以上の場合 100分の25 10億円</p>
<p>2 国際物流拠点産業集積地域うるま地区におい</p>	<p>次に掲げる要件を満たす者(国際物流拠点産業集積地域</p>	<p>特定工場等の設置に要した用地の取</p>	<p>(1) 補助金額 ア 助成要件(1)及</p>

<p>て、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、コンビニ業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業又は航空機整備業に付随する事業を営む者</p>	<p>うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいるものにあつては第12条の規定による操業又は営業の開始の届出の日における常時使用する従業員の数が第7条の規定による助成対象予定者としての申請をする日における常時使用する従業員の下回らず、かつ、当該特定工場等の設置が産業の高度化に資すると認められる場合に、国際物流拠点産業集積地域うるま地区内で事業を営んでいるものにあつては第12条の規定による操業又は営業の開始の届出の日における常時使用する従業員の数が第7条の規定による助成対象予定者としての申請をする日における常時使用する従業員の下回らない場合に限る。）</p> <p>(1) 平成34年3月31日までに、第7条第1項の指定を受け、3,000平方メートル以上の用地の取得（賃借を除く。以下この項において同じ。）をした者</p> <p>(2) (1)に規定する用地の取得をした日から当該用地において3年以内に特定工場等を設置し、操業又は営業を開始した者</p> <p>(3) (2)に規定する操業又は営業の開始後2年を経過する日までに法第44条の認定を受けた者</p>	<p>得に要した経費（賃借料及び1の項の規定により特定工場等の設置に要した投下固定資産（用地に限る。）の取得に要した経費に係る補助金の交付を受ける場合における当該経費を除く。）</p>	<p>び(2)を満たした場合、助成対象経費欄に規定する経費に係る投下固定資産取得費補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 助成要件(1)、(2)及び(3)を満たした場合、助成対象経費欄に規定する経費に係る投下固定資産取得費補助金の額は、予算の範囲内において、アに規定する補助金の額に、補助対象経費に100分の25を乗じて得た額を加えるものとする。</p> <p>(2) 限度額 1の項の規定による補助金の交付を受ける場合には、1の項の規定による補助金の額とこの項の規定による補助金の額の合計額は、1の項に定める限度額の範囲内の額とする。</p>
--	---	--	---

別表第1の3の項を削り、同表4の項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同表4の項とする。

第1号様式中

「(7) 常時使用する従業員の状況（予定）」

	総 数		
		県内居住者	
人 数	人	人	を
上のうち新規雇用者数	人	人	

「 (7) 常時使用する従業員の状況

	総 数 (予 定)		総 数 (現 在)	
		県内居住者		県内居住者
人 数	人	人	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人		

に改め、

「 (9) 公害防止計画」を

「 (9) 公害防止計画

(10) 産業高度化実施計画

(11) 現在の従業員に係る従業員名簿、直近月の給与台帳、雇用保険者証及び雇用契約書又は雇用通知書の写し

注1 (10)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいる者が別表第1の2の項の規定による補助金の申請をする場合に添付すること。に改める。

2 (11)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいる者及び国際物流拠点産業集積地域うるま地区で事業を営んでいる者が別表第1の2の項の規定による補助金の申請をする場合に添付すること。

第7号様式中「5 添付書類」を「5 常時使用する従業員の数」に改める。
6 添付書類

第9号様式中

「(投下固定資産取得費) × (率) + (県内居住者の新規雇用数) × 40万円

$$\text{千円} \times \frac{\quad}{100} + \quad \times 40\text{万円} = \quad \text{千円 (A)}$$

(ただし、Aが限度額を超える場合は限度額以内)

$$(\text{設置した特定工場の床面積}) \times 7,500\text{円} \times 1/2$$

$$\text{m}^2 \times 7,500\text{円} \times 1/2 = \quad \text{千円 (B)}$$

(ただし、Bが限度額を超える場合は限度額以内)

$$(A) + (B)$$

$$\text{千円} + \quad \text{千円} = \quad \text{千円}$$

「別表1 1の項 (投下固定資産取得費) × (率)

$$\text{千円} \times \frac{\quad}{100} = \quad \text{千円 (A)}$$

別表1 2の項 (用地取得費) × (率)

$$\text{千円} \times \frac{25}{100} = \quad \text{千円 (B)}$$

$$(A) \text{ 千円} + (B) \text{ 千円} = \quad \text{千円}$$

(ただし、A+Bが限度額を超える場合は限度額以内)

「

	総 数	
		県内居住者
人 数	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人

」

を

	総 数		総 数 (操業・営業 開始時)		総 数 (予定申請時 (現在))	
	人	県内 居住者	人	県内 居住者	人	県内 居住者
人 数	人	人	人	人	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人				

に、

- 「 (1) 取得した土地等の売買契約書 (写し) ・ 請求書 (写し) ・ 支出関係証拠書類 (写し) 等
 (2) 工場等の建築確認書及びその添付平面図 (写し) を
 (3) 従業員名簿及び最近月の給与支払状況を記載した給与台帳 (写し) 」
- 「 (1) 取得した土地等の売買契約書、請求書及び支出関係証拠書類の写し
 (2) 工場等の建築確認書及びその添付平面図の写し に、
 (3) 従業員名簿、直近月の給与台帳、雇用保険者証及び雇用契約書又は雇用通知書の写し 」
- 「 (9) 特別事業認定の写し
 (10) 産業高度化実施計画

「 (9) 特別事業認定 (写し) 」を 注 (10)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地 に
 域で事業を営んでいる者が別表 1 の 2 の項の規定による補助金
 の申請をする場合に添付すること。 」

改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の沖縄県企業立地促進条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年 4月 1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の規則の規定は、平成28年 4月 1日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第232号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 受託者の名称及び所在地
 - 名称 公益財団法人沖縄県文化振興会
 - 所在地 那覇市宇小禄1831番地 1 (沖縄産業支援センター内)
- 委託期間 平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

沖縄県告示第233号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 認可年月日 平成28年 4月14日

沖縄県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市石川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊波清	うるま市石川曙二丁目12番34号
理事	石川俊男	うるま市石川一丁目 9 番 8 号
理事	島袋勝三	うるま市石川曙二丁目21番18号
理事	伊波実	うるま市石川420番地
理事	伊波強	うるま市石川1859番地 3
理事	伊波宏俊	うるま市石川420番地
理事	伊波清志	うるま市石川一丁目30番24号
理事	石川政範	うるま市石川二丁目39番17号
理事	前田寿	うるま市石川837番地 2
理事	山城長徳	うるま市石川東山二丁目29番 9 号
監事	伊波昭	うるま市石川二丁目32番 5 号
監事	伊波盛一	うるま市石川1912番地
監事	吉田修	うるま市石川東山一丁目 6 番11号

任期 平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	石川俊男	うるま市石川一丁目 9 番 8 号
理事	伊波清	うるま市石川曙二丁目12番34号
理事	島袋勝三	うるま市石川曙二丁目21番18号
理事	伊波実	うるま市石川420番地
理事	伊波強	うるま市石川1859番地 3
理事	石川盛進	うるま市石川一丁目21番38号
理事	新垣光善	うるま市石川一丁目20番17号
理事	伊波健二郎	うるま市石川伊波98番地
理事	伊波宏俊	うるま市石川420番地
理事	伊波清志	うるま市石川一丁目30番24号
監事	伊波昭	うるま市石川二丁目32番 5 号

監事	伊波盛一	うるま市石川1912番地
監事	伊波大志	うるま市石川一丁目45番15号

沖縄県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、糸満市喜屋武第3土地改良区から役員
の住所に変更があった旨の届出があった。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の1 コーポ大城3-C	糸満市字照屋1207番地の2サ ンハイツ新垣302

沖縄県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今
帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道
路）計画の変更について、平成28年4月14日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 平成28年5月9日から同年6月3日まで
- 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内
に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今
帰仁村土地改良区から申請のあった両運天地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、平
成28年4月19日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 平成28年5月9日から同年6月3日まで
- 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内
に知事に申し出ることができる。

公 告

沖縄県獣医師選考採用試験を次のとおり行います。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 採用予定者数 若干名

2 勤務場所、勤務機関及び職務内容

- (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
- (2) 勤務機関 沖縄県環境部、保健医療部及び農林水産部の本庁又は出先機関
- (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、病性鑑定等

3 受験資格

- (1) 昭和46年4月2日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は平成29年4月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所等

(1) 那覇会場

- ア 日時 平成28年6月18日（土曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 沖縄県自治研修所（沖縄県那覇市西3丁目11番1号）
- ウ 電話番号 098（863）9311

(2) 東京会場

- ア 日時 平成28年6月18日（土曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 公益財団法人鉄道弘済会弘済会館4階会議室（東京都千代田区麹町五丁目1番）
- ウ 電話番号 03（5276）0333

5 試験方法 面接及び適性検査によって行います。

6 申込方法

- (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成28年度沖縄県職員（獣医師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※ 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を御参照ください。

イ 注意事項

- (7) 御使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。
- (8) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。
- (9) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は郵送しません。

- (2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウをエへ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 募集要項に添付されている履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付したもの。以下「履歴書」という。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098（866）2090

- (3) 受付期間 平成28年4月26日（火曜日）から同年5月27日（金曜日）まで。電子申請による申込みの場合は、平成28年4月26日（火曜日）午前9時から同年5月27日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成28年5月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

- (4) 留意点 受付後は、試験会場の変更はできません。

7 試験会場に持参するもの

- (1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。）
- (2) 履歴書（電子申請の場合のみ。試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

8 合格発表 平成28年8月上旬に県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

- (1) 採用される日は、原則として平成29年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
- (2) 合格者の数は、年間の欠員見込み数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与等

- (1) 平成28年度の初任給205,300円（初任給調整手当（初年度月30,000円。以後毎年、月3,000円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。）
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（平成27年度実績4.2月分）、特殊勤務手当等が支給されます。
- (3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年6月12日まで縦覧に供する。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市母子寡婦福祉会
- 3 代表者の氏名 宇根梢
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目14番29号沖縄市社会福祉センター2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、母子寡婦制度の周知徹底や母子寡婦家庭の自立促進などを行うことと、母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図り、経済面及び社会的地位の向上と自立を目指すことを目的とする。

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により設置した消費生活センターの名称及び住所について、次のとおり変更した。

平成28年 4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名 称	住 所	法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間
(旧) 沖縄県消費生活センター	(旧) 那覇市西3丁目11番1号 (三重城合同庁舎4階)	月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、次に掲げる日を除く。 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
(新) 沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課（消費生活センター）	(新) 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁1階)	

(旧) 沖縄県消費生活センター 宮古分室 (新) 沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 (消 費生活センター宮古分 室)	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階)	定する休日 2 12月29日から翌年の1月3 日までの日 (1に掲げる日を 除く。) 3 6月23日 (沖縄県慰霊の日 を定める条例 (昭和49年沖縄 県条例第42号) 第2条に規定 する慰霊の日)
(旧) 沖縄県消費生活センター 八重山分室 (新) 沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 (消 費生活センター八重山分 室)	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎1階)	

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつた。

なお、関係書類は、平成28年4月26日から同年8月26日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成28年4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成28年4月5日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 うるま市農水産業振興戦略拠点施設 うるま市字前原183番2ほか3筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 うるま市 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市長 島袋俊夫
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 うるま未来プロジェクトグループ (特別共同企業体) うるま市字田場1304番1 1F 代表 一般社団法人プロモーションうるま
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年10月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,207平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 176台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 30台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 538.27平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 36.75立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後11時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口5か所、出口7か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年7月17日 沖縄県指令土第676号、平成28年4月15日 沖縄県指令土第325号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字屋部名祖728番ほか1筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字当間340番地 公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会 理事長 屋宜由章
- 5 検査済証番号 平成28年4月18日 第4292号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月10日 沖縄県指令中土第144号、平成26年3月24日 沖縄県指令中土第902号（変更）、平成28年1月21日 沖縄県指令中土第224号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市大謝名二丁目1035番、1046番1及び1046番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市大謝名四丁目17番9号 喜納ケネスマーク
- 5 検査済証番号 平成28年1月26日 C第235号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月30日 沖縄県指令中土第2148号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間奥間原98番1、99番7及び118番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原783番地サウスカーサ203号 高江洲盛史
- 5 検査済証番号 平成28年1月29日 C第236号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月18日 沖縄県指令中土第3021号、平成27年9月4日 沖縄県指令中土第3191号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇津覇原39番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字嶺井58番地 城間美智子
- 5 検査済証番号 平成28年 2月 5日 C第237号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月 3日 沖縄県指令中土第1987号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶宇志真原781番31
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字和宇慶781番地31 新垣善吉
- 5 検査済証番号 平成28年 2月10日 C第238号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 7月 7日 沖縄県指令中土第2731号、平成28年 1月26日 沖縄県指令中土第304号（変更）、平成28年 2月17日 沖縄県指令中土第594号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字比嘉内原494番 1 地先ほか 5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市知花六丁目38番20号 株式会社すこやかホールディングス 代表取締役 宮里敏行
- 5 検査済証番号 平成28年 2月19日 C第239号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月12日 沖縄県指令中土第2593号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地神嘗282番 1 及び282番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市仲間二丁目50番 8号グレースハウス201号 上原鉄也
- 5 検査済証番号 平成28年 2月22日 C第240号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月23日 沖縄県指令中土第3683号、平成28年 2月22日 沖縄県指令中土第673号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原東坂田原981番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字掛保久228番地 ヤマデン株式会社 代表取締役 山城友一
- 5 検査済証番号 平成28年3月2日 C第241号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月26日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年5月26日 沖縄県指令中土第1895号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南上原中坂田原817番6（中城村南上原土地区画整理事業57街区2画地）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市東一丁目23番11号 東ノブ子
- 5 検査済証番号 平成28年3月10日 C第242号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖

縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 平成28年4月26日（火曜日）から同年5月12日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年4月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成28年8月31日（水曜日）

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 以下のいずれかに該当する者

(ア) 平成27年4月28日付け沖縄県公報定期第4342号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

(イ) 平成27年11月10日付け沖縄県公報定期第4394号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

- (ウ) 平成28年4月26日付け沖縄県公報定期第4440号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年5月26日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成28年5月26日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を手入するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成28年4月26日（火曜日）から同年5月12日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成28年5月9日（月曜日）から同月26日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)に示す場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年6月10日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年5月9日（月曜日）から同月26日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成28年6月9日(木曜日)午後5時(同期限までに必着のこと。)
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成28年5月9日(月曜日)午前11時
- イ 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) PRE-BID MEETING
Date and Time: May 9, 2016 (Monday) 11:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (4) BID OPENING
Date and Time: June 10, 2016 (Friday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (5) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第10号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 4月26日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 町 田 優

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程(昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、職員(管理者が別に定めるものを除く。)に対し、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 午前7時30分から午後4時15分までの間における7時間45分
- (2) 午前8時から午後4時45分までの間における7時間45分
- (3) 午前9時から午後5時45分までの間における7時間45分
- (4) 午前9時30分から午後6時15分までの間における7時間45分

第7条第1項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。

(沖縄県企業職員給与規程の一部改正)

- 2 沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。
第21条第9項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「及び第4項」を「及び第5項」に改める。

(沖縄県企業局職員服務規程の一部改正)

- 3 沖縄県企業局職員服務規程（昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第16条の3中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成28年4月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表名護警察署の部辺野古交番の項中「名護市字辺野古、字久志、字豊原」を「名護市字久志、字豊原、字辺野古」に改め、「字大川」の次に「、字瀬嵩、字汀間、字三原、字安部、字嘉陽、字天仁屋」を加え、同部瀬嵩駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月26日から施行する。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成28年4月26日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏 名	現 職	閱 歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成27年12月15日
宮尾尚子	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成27年12月15日
上江洲純子	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	平成27年12月15日
照屋兼一	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	弁護士	平成27年12月15日
井村真己	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成27年12月15日
高良恵一	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長	N T T労働組合沖縄総支部 事務局長	平成27年12月15日

砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会沖縄県協議 会議長	情報産業労働組合連合会沖 縄県協議会幹事	平成27年12月15日
山本隆司	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄県教職員組合中央執行委員 長	沖縄県教職員組合中央執行 副委員長	平成27年12月15日
松原淳	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力関連産業労働組合総連合 会会長	沖縄電力関連産業労働組合 総連合会副会長	平成27年12月15日
與那覇栄蔵	沖縄県労働委員会労働者委員 全駐留軍労働組合沖縄地区本部 執行委員長	全駐留軍労働組合沖縄地区 本部書記長	平成27年12月15日
山城勝	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会常 務理事	一般社団法人沖縄県経営者 協会事務局次長	平成27年12月15日
山城博美	沖縄県労働委員会使用者委員 琉球海運株式会社代表取締役社 長	琉球海運株式会社代表取締 役専務	平成27年12月15日
上江洲智一	沖縄県労働委員会使用者委員 久米島製糖株式会社代表取締役 社長	久米島製糖株式会社専務取 締役	平成27年12月15日
宮城諤	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄ガス株式会社代表取締役会 長	沖縄ガス株式会社代表取締 役社長	平成27年12月15日
宮城竹寅	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行代表取締役専 務	株式会社琉球銀行常務取締 役	平成27年12月15日
大城玲子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県子ども生活福祉部子 ども福祉統括監	平成27年 4 月 9 日
金城真喜子	沖縄県労働委員会事務局調整審 査課長	沖縄県議会事務局政務調査 課副参事兼課長補佐	平成28年 4 月 14 日
栗屋龍一郎	沖縄県労働委員会事務局調整審 査課監	沖縄県土木建築部海岸防災 課管理班長	平成28年 4 月 14 日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
---	--